

今月の相談事例（平成29年5月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

先月の相談事例に、「生産性要件」が加えられたとありましたが、具体的に、生産性はどのようにはかるのでしょうか？

【アドバイス】

企業における生産性向上の取組を支援するため、生産性を向上させ、生産性要件を満たした企業に対して、一部の雇用関係助成金について、その助成額・助成率が割増されます。

例えば、キャリアアップ助成金の正社員化コース（有期⇒正規）の場合、通常は一人あたり57万円ですが、生産性要件を満たすと72万円に増額されます。

■生産性要件の計算方法■

下記の助成金は、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

(1) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。

(2) $\text{生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}) \div \text{雇用保険被保険者数}$

【人件費の対象となるもの】① 役員報酬、従業員の給与、通勤費など諸手当、賞与に相当するもの

② 法定福利費（社会保険料等）、福利厚生費

③ 雑給（臨時アルバイト等の給与）

④ 研修費、教育訓練費（社員研修の費用）

【人件費の対象とならないもの】① 従業員の退職金や役員の退職慰労金

② 出張費等の旅費交通費

③ 派遣労働者に係る派遣手数料に相当するもの（外注加工費）

■生産性要件が設定される助成金■

労働関係助成金のうち生産性要件が設定される助成金は、雇用維持や障害者の雇用環境整備など一部の助成金を除いた以下の助成金が対象となります。

【再就職支援関係】

1 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース・人材支援コース・移籍人材育成支援コース・中途採用拡大コース）

【雇入れ関係】

1 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

【雇用環境の整備関係】

1 職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・保育労働者雇用管理制度助成コース・介護労働者雇用管理制度助成コース）

2 人事評価改善等助成金

3 建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース・技能実習コース・雇用管理制度助成コース・

登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース・女性専用作業員施設設置助成コース）

4 65歳超雇用推進助成金（高年齢者雇用環境整備支援コース・高年齢者無期雇用転換コース）

【仕事と家庭の両立関係】

1 両立支援等助成金（全てのコース）

【キャリアアップ・人材育成】

1 キャリアアップ助成金（全てのコース）

2 人材開発支援助成金（全てのコース）

【最低賃金引上げ関係】

1 業務改善助成金

■生産性要件と助成金申請のポイント■

生産性要件は助成金の支給申請等を行う直近の会計年度と、その3年前と比較して判定しますので、少なくとも支給申請等の時点で4期分の決算が終わっていないと要件をクリアすることができません。また、4期分の決算が終わっていても、支給申請等の時点で生産性要件を満たすかを考えながら、助成金の申請のタイミングを考えることも必要となってきます。

（この著作権は三浦労務経営事務所へ帰属する）